

平成23年1月27日

## 長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる指名競争入札への 参加のための作業船保有の確認申請について

水産部 漁港漁場整備課  
土木部 港湾課

長崎県が発注する港湾・漁港等の海上工事の指名競争入札については、下記の1が指名選定の対象者となる要件の1つとなっております。

このため、海上工事の指名競争入札への参加を希望される会社において、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領（土木部HPで公表）」（以下、「作業船取り扱い要領」という）に定める作業船を保有している場合は、作業船取り扱い要領に準じて、下記の注意事項のとおり資料を提出されるようお願い致します。

### 記

#### 1. 指名選定の対象者となる要件

県発注の海上工事の施工実績（過去10年）或いは、作業船取り扱い要領に定める作業船を保有していることとします。ただし、港湾・漁港工事、漁場工事でそれぞれ要件となる作業船が異なるため御留意下さい。

- (1) 港湾・漁港工事では、県の港湾又は漁港の海上工事の施工実績（過去10年）、或いは、作業船のうち起重機船（クレーン付台船を含む）、浚渫船、ミキサー船、フローティングドックの何れかを保有していること。
- (2) 漁場工事では、県の港湾又は漁港若しくは漁場の海上工事の施工実績（過去10年）、或いは、作業船のうち起重機船（クレーン付台船を含む）を保有していること。なお、漁場工事のうち、さくれい等の浚渫工事については、これに浚渫船の保有を加える。

#### 2. 注意事項

- (1) 指名競争入札への参加希望の為の確認申請は毎年1回とし、原則、入札を希望する年度の前年度1月15日から2月15日まで（土、日曜日、休日を除く）とする。
- (2) 平成23年4月1日以降の指名選定作業から適用する。
- (3) 作業船取り扱い要領の「制限付き一般競争入札」を「指名競争入札」に、「一定の条件を備えた作業船の保有の確認証交付申請書」を「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事における作業船関係確認申請書（様式3）」に読み替える。

なお、申請資料に併せて、以下のとおり、曳船・海上起重作業管理技士・船員の共通資料を提出することとする。

- ・曳船の自社保有状況  
それぞれの曳船に対し、証明資料（作業船取り扱い要領5と同じ扱いとする）を添付すること。
- ・海上機重作業管理技士  
それぞれの海上機重作業管理技士に対し証明資料（資格者証の写し及び健康保険証の写しに原本証明をしたもの）を添付すること。
- ・船員（船員保険適用者）  
それぞれの船員（船員保険適用者）に対し証明資料（船員保険被保険者証の写しに原本証明をしたもの）をすること。

（４）「港湾・漁港・漁場事業の海上工事における総合評価落札方式の技術資料の提出について」の別紙「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事における総合評価落札方式の評価項目に関する作業船関係確認申請書の提出について」における、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事における作業船関係確認申請書（様式3）」を提出する場合は、本提出資料と重複することから、省略することができるものとする。

（５）作業船関係確認申請書を提出することにより、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事における作業船関係確認証（様式5）」を交付するが、指名を確実にするものではない。

### 3. 提出・問い合わせ先

長崎県 水産部 漁港漁場課 漁港漁村防災班

〒850-8570 長崎市江戸町2 番13 号

TEL：095-895-2858 FAX：095-895-2586